

2010年競技車両規則、選手権規定およびカレンダーの制定等について

JAFモータースポーツ審議会（7月30日開催）の審議結果に基づき、2010年に適用する国内競技車両規則（4輪、カート）、日本選手権規定（4輪、カート）等を制定し、国際スポーツカレンダー登録申請および全日本選手権カレンダー（ジムカーナ／ダートトライアル）等を決定しましたので、下記の通りお知らせします。

記

(ページ)

1. 2010年JAF国内競技車両規則の制定	1
2. 2010年日本レース選手権規定の制定	5
3. 2010年日本ラリー選手権規定の制定	7
4. 講習会開設規定の一部改正	9
5. 2010年JAF国内カート競技車両規則の概略	10
6. 2010年日本カート選手権規定の制定	12
7. カート競技会参加に関する規定の一部改正	13
8. カートライセンス発給規定の一部改正	13
9. カートドライバーライセンス講習会規定の一部改正	14
10. カートオフィシャルライセンス講習会規定の一部改正	14
11. 2009年全日本カート選手権統一規則の一部改正	14
12. 2010年FIA国際スポーツカレンダー登録申請一覧	15
13. 2010年全日本ジムカーナ選手権カレンダー	16
14. 2010年JAFカップオールジャパンジムカーナカレンダー	16
15. 2010年全日本ダートトライアル選手権カレンダー	17
16. 2010年JAFカップオールジャパンダートトライアルカレンダー	17

2010年JAF国内競技車両規則の制定

* 年号の修正については省略

I. 第1編 レース車両規定:

第1章 車両の分類

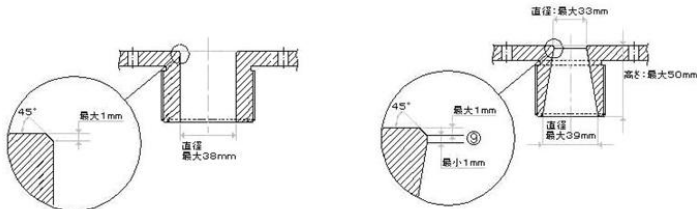
1. 第1条「国内競技車両」の部門Ⅱの「JAF-F3000: JAFフォーミュラ3000」を「FN:フォーミュラ・ニッポン」と改める。

第2章 レース車両の排気音量規制

改正なし

第3章 公認車両および登録車両に関する一般規定

1. 2.2) 「許される変更の限度」に「ただし、触媒装置については各グループの規則に従うこと。」との条文を追加する。
2. 10.3.2) 「燃料補給タンク」の第3-2図に下図を追加するとともに、給油ホースについて「(1) 長さ: 柔軟性のある部分のみで最小5m (図⑨の流量リストラクター使用時は最小2.5m)」と改める。



補給タンク接続部

流量リストラクター

3. 10.4) 「簡易燃料補給方法」に「1回のピット作業における (以下略) とあるのを「1回のピットインにおける (以下略)」に改める。

第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定

1. 1.2) 「仕様および取り付け」の「2) 液体用配管の仕様」を以下の通り改める。

(1) 燃料配管の仕様 (インジェクターおよびタンクへ戻る配管上への冷却ラジエターへの連結部を除く): 135°C (250°F) の最低作動温度で7MPa (70bar/1000psi) の最低破裂圧力を有していなくてはならない。

(2) ~ (3) (略)

2. 6.2.3) 「メインロールバー」を以下の通り改める。

2009年12月31日以前に公認または登録された車両:

前部座席直後で車両の左右に亘って配置される、横方向の垂直に近いワンピースのパイプによるフープ。

2010年1月1日以降に公認または登録された車両:

前部座席直後で車両の左右に亘って配置される、横方向の垂直に対する最大角が±10° のワンピースのパイプによるフープ。

3. 6.3.1) 「基本構造」を以下の通り改める。

基本構造は、以下の設計のうちの一つに従い製作されなければならない:

(略)

メインロールバーの垂直部分は、ボディシエルの内部輪郭にできるだけ近接したものでなければならない、その下部の垂直部分の湾曲は1箇所のみでなければならない。

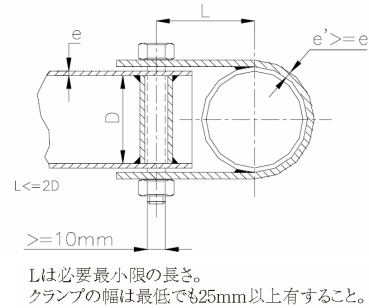
(略)

フロントロールバーあるいはサイドロールバーのフロント支柱は、ウインドスクリーンピラーに可能な限り近く沿わなければならない、2007年1月1日以降に公認または登録された車両については、そのウインドスクリーンピラーの底部に相当する高さに1ヶ所のみ湾曲があるものでなければならない。

(略)

4. 6.3.2.2.5) 「横方向の部材」に「(取り外し可能な連結具の使用は禁止される)」との条文を追加する。

5. 6.3.2.4) 「取り外し可能な部材」の第4-49図を下図に改める。



Lは必要最小限の長さ。
クランプの幅は最低でも25mm以上有すること。

6. 6.3.2.6.2) の表題を「2008年1月1日から2009年12月31日までに公認または登録された車両」に改めるとともに、6.3.2.6.3) として以下を追加する。

6.3.2.6.3) 2010年1月1日以降に公認または登録された車両 フロント、メイン、サイドロールバーまたはハーフ・サイドロールバーの取り付け点:

各取り付け基部は、最低3mmの厚みを有する鋼鉄製の板により構成されていなければならない。

各取り付け基部は、最低厚さ3mmで最小表面積120cm²のボディシエルに溶接された鋼鉄製補強板に、最低3本以上のボルトで固定されなければならない。120cm²の面積は、補強板とボディシエルとの接触面でなければならない。

第4-56図~第4-62図に例示される。

第4-58図については、補強板は必ずしもボディシエルに溶接されなくともよい。

取り付けボルトは、最小直径がM8で、最低限ISO規格の8.8以上の品質を有していなければならない。

ボルトの留め具は、セルフロック式あるいはロックワッシャーでなければならない。

2つのボルトの間の角度 (取り付け基部の高さでパイプ軸から計測して、第4-56A図参照) は60°未満となつてはならない。

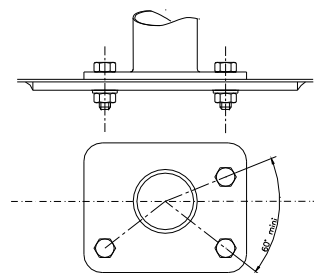
バックステーの取り付け点:

各バックステーは、少なくとも2本のM8ボルトで、最小60cm²を有する取り付け基部によって固定されるか (第4-63図)、1本の二面せん断のシングルボルトにより固定されなければならない (第4-64図)。

ただし、後者は、ボルトが適当な断面積と強度を有し、カラーがバックステーの中に溶接されることを条件とする。

以上は最低要件である:

さらに、使用する留め具の数を増やすことができ、取り付け基部のプレートを補強板に溶接したり、ロールケージ (6.3.1項で定義されたもの) を、ボディシエル/シャシーに溶接することができる。



第4-56A図

第5章 量産ツーリングカー（N1）

1. 3.17.2) 「排気系統」に「ただし、2010年1月1日以降に公認または登録された車両については、触媒装置を装着しなければならない。」との条文を追加する。
2. 5.10) 「補助的付加物」において、新たに室内に設置することが許されるものとして「後部隔壁」を追加する。

第6章 特殊ツーリングカー（N2）

1. 3.16) 「排気系統」に「ただし、2010年1月1日以降に公認または登録された車両については、触媒装置を装着しなければならない。」との条文を追加する。
2. 5.1.1) 「バンパー（ステーを含む）」および 5.1.4) 「オーバーフェンダー（ウイングエクステンション）」に「オーバーフェンダー」とあるのを「フェンダー」に改める。（本章以降も同様）

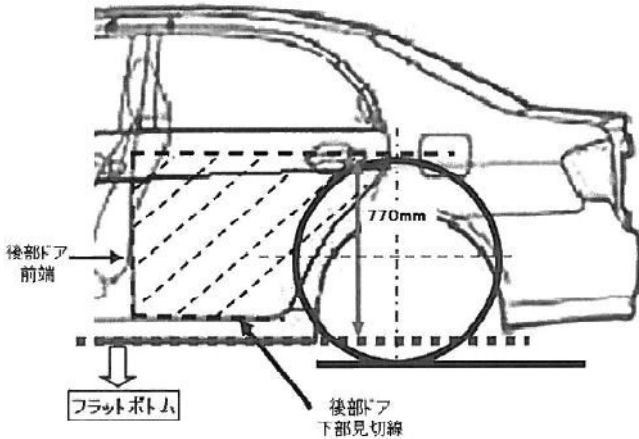
第7章 グランドツーリングカー300（JAF-GT300）

1. 3.4.3.4) として新たに以下の条文を追加する。

3.4.3.4) 4ドア車の後部ドアの開口

後部にエンジンが移動されている場合に、ヒートチェンジャー等の冷却用の外気の導入のため、4ドア車の後部ドアに、以下の条件で開口部を設置することができる。

- 1) 後部ドア下部見切り線より上方でフラットボトム底面から770mm上方を通過する水平線の下側で、後部ドア前端より後方の範囲とする。
- 2) 開口部は側面、上面より内部が見える構造であってはならない。
- 3) ルーバー形状は禁止され、開口部には最大突出量50mmまでのエアスクープを設置することが許される。ただし、競技車両の最大幅を超えてはならない。



第7-1図

2. 5.5) 「排気系統」を以下の通り改める。

排気系統は自由。ただし、

- 1) すべての排気ガスが通過する、少なくとも1つの触媒装置が設置されなければならない。触媒装置はJAFに申請し承認されなければならない、当該触媒装置を使用して初めて参加する競技会の2ヵ月前までに申請しなければならない。
- 2) いかなる可変排気装置も禁止される。
側方排気車両の排気口の高さは次の通り：
①～② （略）

第8章 グランドツーリングカー500（JAF-GT500）

1. 1.2) 「基本車両としての資格」に「③ JAFによって認められた車両」を追加する。
2. 5.5) 「排気系統」を以下の通り改める。

排気系統は自由。ただし、

- 1) すべての排気ガスが通過する、少なくとも1つの触媒装置が設置されなければならない。触媒装置はJAFに申請し承認されなければならない、当該触媒装置を使用して初めて参加する競技会の2ヵ月前までに申請しなければならない。
- 2) いかなる可変排気装置も禁止される。
側方排気車両の排気口の高さは次の通り：
1)～2) （略）

第9章 競技専用車両（ナショナルフォーミュラ）に関する定義

1. 1.4) 「車体」の条文中に「JAF-F3000」とあるのを「**FN**」に改める。

第10章 フォーミュラJ1600（FJ1600）

1. 11.1) 「消火器」を以下の通り改める。

すべての車両には、内容量2kg以上の粉末消火器、またはFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条7に記された消火剤および内容量、あるいは同第259条14に記された消火器を、ドライバーが速やかに操作できるように搭載しなければならない。取り付け位置は車体構造の内側とし、コックピット内とエンジンルームに同時に散布する2系統の消火装置とする。

第11章 スーパーFJ（S-FJ）

1. 2.7) 「ホイールベース/トレッド」の最低地上高に、「縦350mm×横350mm×高さ50mmの最低地上高測定板に触れることなく通過できなければならない。」との条文を追加する。

2. 2.9.1) 「ウイング」に以下の条文を追加する。

リアウイングの取り付け支持方法はセンターマウントとする。
リアウイングの車体への取り付けに関するウイング側固定構造は車両中心線を基準として対称とし、その取り付け構造のすべては300mm以内であること。

3. 3.1) 「最低重量」を「485kg」から「**495kg**」に改める。

4. 4.10) 「エアフィルター」に「リアカウルを取り付けた場合、エアファンネル後端面は横からと後方から見えること。」との条文を追加する。

5. 4.22) 「排気管」に「JAFは、予告期間をもって触媒装置の装着を義務付ける。」との条文を追加する。

6. 11.1) 「消火器」を以下の通り改める。

すべての車両には、内容量2kg以上の粉末消火器、またはFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条7に記された消火剤および内容量、あるいは同第259条14に記された消火器を、ドライバーが速やかに操作できるように搭載しなければならない。取り付け位置は車体構造の内側とし、コックピット内とエンジンルームに同時に散布する2系統の消火装置とする。

7. 12.3) 「側面防護体」を以下の通り改める。

(略)

この四角い構造材とメインフレーム間は、上下各2本の外径25.4mm以上、肉厚1.2mm以上のハンプを水平な配置で繋げなければならない。

この水平に配置されたパイプの取り付け高さは、側面防護体の半径100mm以内とする。

側面防護体およびこれを構成する部品は、上面および側面から見てすべて側面防護体カウルにて覆われていなければならない。

側面防護体カウルは側面から見て側面防護体をすべて覆わねばならず、かつ側面に穴やスリット等の空気が通過できる構造を有してはならない。側面防護体カウルの材質はFRPに限定する。

第12章 フォーミュラ4 (F4)

1. 1.2) 「スロットリングフランジについての変更の予告」に「スロットリングフランジ」とあるのを「エアリスリクター」に改める(本条以降も同様)とともに、表題も含め以下の通り改める。

1.2) エアリスリクターについての変更

JAFは性能の均衡化のため、エアリスリクターの寸法を変更することができる。

2. 1.8) 「材質規制」を表題も含め以下の通り改める。

1.8) 材質/加工規制

1.8.1) 材質規制

以下の材質は使用を禁止する。

マグネシウム/チタニウム/カーボン/アラミド繊維/インコネル。

サバイバルセルに関してのみ、カーボン/アラミド繊維を使用することができる。

1.8.2) 加工規制

DL C加工(類似した加工、表面処理を含む)は禁止する。

3. 2.6) 「ウイング」を以下の通り改める。

(略)

各ウイングの翼端板は平板とするが、フロントウイングの翼端板前側(前から見える全ての面)は半径5mm以上の面を持つこととする。

4. 2.7) 「エンジンの搭載位置」の条項を削除する。

5. 3.1) 「車両の最低重量」を「545kg」から「555kg」に改める。

6. 4.1.1) 「最大容積」を「1850cc」から「2000cc」に改める。

7. 4.3.1) を以下の通り改める。

シリンダー径の拡大は0.5mmまで許される。ただし、気筒容積は2000ccを超えてはならない。また、修正のためのシリンダーライナーの入れ替えは鉄製に限り許される。加工に伴う上面の研磨も許される。

8. 4.3.7) にドライサンプのスカベンジポンプの数が「1個」とあるのを「2個まで」に改めるとともに、「オイルパンはクランクケースへの取り付け以外には、シャシー、フレームへの取り付けのみ許されトランスミッション、ベルハウジングへの結合は許されない。」との条項を削除する。

9. 4.3.8) 「フライホイール」を以下の通り改める。

フライホイールは自由とする。ただし、材質は鉄製で重量は2.5kg以上とする。

10. 4.3.9) 「インジェクター、燃料ポンプ」を以下の通り改める。

インジェクターは、JAF公認車両または登録車両のものとする。ただし、インジェクターの数は最大4個とする。燃料ポンプは自由とする。

11. 4.3.10) 「シリンダーヘッド」に「ただし平面研磨によって生じるフロントカバーの段つきやボルト穴の長穴加工は許される。」との条項を追加する。

12. 4.3.12) 「オルタネーター」に「取り外しによって生じる補器類駆動のベルトやプーリーの改造、アイドラプーリーの追加は許される。」との条項を追加する。

13. 4.6) 「排気管」を以下の通り改める。

排気管の出口は、それぞれが水平に、かつ後方に向けられている場合、地面から600mm以下の高さでなければならない。

走行中の可変装置は禁止される。また、1.8.1) で使用が禁止される材質を除き、排気管の材質は、サイレンサーを含み自由とする。

JAFは、予告期間をもって触媒装置の装着を義務付ける。

14. 5.1.4) に「シーケンシャルシフト方式は禁止される。」とあるのを「パドルシフト方式は禁止される。」に改める。

15. 5.3) 「クラッチ」を以下の通り改める。

クラッチ外径は5.5インチ以上とする。

16. 11.1) 「消火装置」を以下の通り改める。

すべての車両には、内容量2kg以上の粉末消火器、またはFIA国際競技規則付則J項第253条7に記された消火剤および内容量、あるいは同第259条14に記された消火器を、ドライバーが速やかに操作できるように搭載しなければならない。

17. 11.9.1) 「サバイバルセル」を以下の通り改める。

1) シャシー構造体は連続した2つの構造部材をドライバーの両側に1つずつ包含すること。

2) それぞれの構造部材は、燃料タンクの背面から作動していない位置にあるペダルより前方まで延長され、そして横断隔壁で終結する。

このペダル軸はフロントホイール中心の垂直面より後方に位置しなければならない。

3) それぞれの構造部材を構成する強度部材は、最小引っ張り強度225MPa(225N/mm²)以上で、その全長を通じ最小1,000mm²の断面積を有すること。ハニカム材、発泡材等の空隙を含む材料は強度部材として断面積には含まない。

4) その全長を通じそれぞれの構造部材は、金属材料製の場合最小15,000mm²の構造断面積(空隙を含む)を有しなければならない。カーボン/アラミド繊維製の場合はこの限りではないが、金属材料製と同等かそれ以上の強度を有し、その証明をJAFに提出し、承認を得なければならない。

5) (略)

6) (略)

7) 前部と後部ロールオーバーバー構造体の間の構造部材の最小高は300mm以上あること。

8. 1) ~ 8. 2) (略)

8. 3) 部材は最小引っ張り強度225MPa(225N/mm²)以上のアルミニウム材料とし、部材の厚さは最小1.5mmでなければならない。

しっかり取り付けられたラジエターは、これら主要条件に合致していると考察される。孔部あるいは切り抜き部分は元の強度を保有するよう強固に補強されていなければならない。

18. 11.9.3) 「ロール構造体」の2) を以下の通り改める。

2) すべての車両は少なくとも2つのロール構造体を装備しなければならない。チタニウム材の使用は禁止される。サバイバルセルがカーボン/アラミド繊維製でロール構造体が一体の場合、カ

ーボン／アラミド繊維の使用は認められる。

第2ロール構造体は、ステアリングホイールの前方にあり、ステアリングホイールの前方250mm以上にあつてはならず、また少なくともステアリングホイールの項点と同じ高さでなければならない。

(略)

第13章 フォーミュラ・ニッポン (FN)

1. 規則の表題を「JAFフォーミュラ3000 (JAF-F3000)」から「フォーミュラ・ニッポン (FN)」と改める。(以降同様に修正)

2. 2.7) 「フロント部分の車高」を以下の通り改める。

フロントホイール中心線の後方330mmより前方に位置し、車両の中心線と中心線から725mmの間にある車体のすべての部分は基準面より50mm以上でなければならない、725mmを超える所にある部分は基準面より20mm以上395mm以下でなければならない。

折り目から15mmを超えないガーニーフラップは許される。

ガーニーフラップの曲げ角度は任意だが、基準面から高さ395mmを超えてはならない。

3. 3.1) 「最低重量」を「690kg」から「708kg」に改める。

4. 4.7) 「エンジンの排気」を以下の通り改める。

すべての排気ガスが通過する、少なくとも1つの触媒装置が設置されなければならない。触媒装置はJAFに申請し承認されなければならない。当該触媒装置を使用して初めて参加する競技会の2ヵ月前までに申請しなければならない。

5. 9.5.1) に「また、パワーステアリングは、プログラム可能な制御を備えていない単一のシステムである場合に限り使用することができる。」との条文を追加する。

6. 10.4) 「エアダクト」を以下の通り改める。

フロントおよびリアのブレーキ周辺のエアダクトは、制動装置の一部分と見なされ下記を超えてはならない。

- ホイールの水平中心線上310mmの位置にあつて、地面と平行な面。

- ホイールの水平中心線下220mmの位置にあつて、地面と平行な面。

- 前部リムの内側面に平行に車両の中心線に向かって180mm移動した面。

- 車両の側面から見た時、フロントの前方については前輪中心線に平行で前方340mmの位置にある基準面に直角な面、後方についてはリムの円周外縁。リアの前方については後輪中心線に平行で前方340mmの位置にある基準面に直角な面、後方については後輪中心線に平行で後方340mmの位置にある基準面に直角な面。

- すべての計測はホイールを水平面に対し垂直位置に保ったままで行われなければならない。

7. 15.1.1) を以下の通り改める。

すべての試験は、FIAが公認 (FIAテクニカルリストNo.4) したテストハウスにおいて、FIA試験手順 01/00 に従って、FIAが承認した測定機器を使用して実行されなければならない。

第14章 リブレ (その他の車両) (NE)

1. 表部分に以下項目を追加する。

触媒装置:	<u>1</u>	<u>第5章3条3.17.2)</u>
	<u>2</u>	<u>JAFは予告期間を持って触媒</u>
	<u>3</u>	<u>装置の装着を義務付ける。</u>

II. 第2編 ラリー車両規定:

第1章 一般規定 ~ 第3章 RN/RJ車両用改造規定

改正なし。

第4章 RF車両用改造規定

1. 第1条「改造の制限」に以下を追加する。

本規定で制限されていない改造は許され、車両の部品を変更または交換したり、いかなる部品を装着し使用する場合にも、車両の使用者の責任において運輸省令道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合させた状態とし、常に適合するよう維持しなければならない。

なお、当該車両について分解整備 (原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置または連結装置を取り外して行う車両の整備または改造であつて道路運送車両法施行規則 (昭和26年運輸省令第74号) 第3条で定めるものをいう。) をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならない。ただし、分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りではない。

III. 第3編 スピード車両規定:

第1章 一般規定

1. 第4条「車体の定義」に以下条文を追加する。

なお、コンバーティブル車体構造の車両 (開閉または脱着可能な屋根を備えた車両) のうち、電動開閉式ハードトップルーフをメーカーラインオフ時に装着している車両は、当該部位が全閉状態の場合、オープンカーとは見なさない。

第2章 安全規定 ~ 第6章 スピードB車両規定

改正なし。

第7章 スピードSC車両規定

1. 1.14) 「排気管」の条文中に「後方に向けた場合、」とあるがこれを削除する

第8章 スピードD車両

改正なし。

IV. 第4編 付則:

レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則

1. 「3. 競技用ヘルメット」の (2) a. の「付則J項のテクニカルリスト No. 25 に記載されている基準」のうち BS6658-85 Type A/FR を次の通り改める。

・ BS6658-85 Type A/FR (2014年1月1日以降は無効)

F4車両規定の競技会用実施細則

1. 以下の条文を追加する。

2. エアリストリクター

JAF承認のもとでオーガナイザーによって指定されたエアリストリクター径を遵守すること。

以上

2010年日本レース選手権規定の制定

第1章 総則

第1条

社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、**2010年**（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。

第2条 選手権の区分

日本レース選手権は次の通り区分する。

1. 全日本選手権
2. 地方選手権

地方選手権の呼称は、1サーキットで1シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名を付し、また、複数のサーキットで1シリーズを構成するものについては当該地方名を付する。

第3条 選手権の構成

1. 全日本選手権

全日本選手権は、次の2部門で構成される。

- 1) 全日本選手権フォーミュラ・ニッポン（以下「F・ニッポン」という。）

ドライバーおよびチームに選手権を与える。

- 2) 全日本フォーミュラ3選手権（以下「F3」という。）

参加車両により下記の2つのクラスとする。

Cクラス： ドライバー、チームおよびエンジンチューナーに選手権を与える。

Nクラス： ドライバーおよびチームに選手権を与える。

2. 地方選手権

地方選手権は、国内スポーツカレンダー登録規定の別表による各地方で、次の3部門で構成され、地方および部門毎にドライバーに選手権を与える。

- 1) フォーミュラ4地方選手権（以下「F4」という。）

- 2) スーパーFJ地方選手権（以下「S-FJ」という。）

- 3) ツーリングカー地方選手権（以下「ツーリングカー」という。）

ツーリングカーは、**各オーガナイザーによりJAF国内競技車両規則第3章公認車両および登録車両に関する一般規定第1条1.9)気筒容積別クラス(16クラス)から任意に最大5クラスの設定を行うことができる。**

ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

区分	部門	1ヒートの競技		2ヒート以上の競技		
		最短	最長	1ヒートの距離		合計
				最短	最長	
全日本選手権	F・ニッポン	110 km	300 km	75 km	180 km	300 km
	F3	65 km	100 km	65 km	75 km	150 km
地方選手権	F4	50 km	100 km	45 km	75 km	150 km
	S-FJ	30 km	100 km	25 km	75 km	150 km
	ツーリングカー	30 km	100 km	—	—	—

2. 競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前迄に当初のレース距離を短縮することができる。
短縮された距離が前項に定める最短走行距離に満たない場合でも、選手権レースとして認定される。

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。
2. 各部門のレースは、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
ツーリングカー地方選手権は、当該クラスが5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。

3. 不可抗力によりレースが中止された場合の取り扱いは次の通りと

する。

- 1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。
- 2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行した距離が当初のレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。
- 3) 先頭車両が当初のレース距離の75%以上を走行した後でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。
4. 前条2項により当初のレース距離が短縮された場合、前項の2)および3)の75%の計算は短縮された距離に基づく。

第6条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のレースには、次の規則、規定が適用される。
 - 1) 国際モータースポーツ競技規則およびその付則
 - 2) 国内競技規則およびその付則
 - 3) 本選手権規定
 - 4) 競技会特別規則
2. 全日本選手権のレースには、前項の規則、規定のほか、各部門毎に別に定める次の統一規則が適用される。
 - 1) 全日本選手権フォーミュラ・ニッポン統一規則
 - 2) 全日本フォーミュラ3選手権統一規則

第7条 競技の格式および認定

1. 全日本選手権および地方選手権は、自動車競技の組織に関する規定第3条「競技会」に従った格式の競技とする。
2. 全日本選手権または地方選手権のレースとして申請されたものの中からJAFが認定したレースのみが、選手権タイトルの使用を許される。
3. JAFは、レース終了後、選手権レースとしての要件を満たさなかったと判断したレースを選手権から除外し、そのレースからタイトルを取り消すことがある。

第8条 選手権の登録申請

日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事項を記載しJAFに申請書を提出すること。

1. 選手権レースの開催月日、区分、部門
2. 開催場所、1周の距離
3. レースの走行距離（周回数）
4. その他、必要記載事項

第9条 組織許可

日本レース選手権として認定されカレンダー登録が認められたレースのオーガナイザーは、下記の期日までに所定の書式により当該レースの組織許可申請書をJAFに提出しなければならない。

- 1) 全日本選手権（国際または準国際格式）：開催日の4ヶ月前
- 2) "（国内格式）：開催日の3ヶ月前
- 3) 地方選手権：開催日の2ヶ月前

第10条 日本レース選手権の公示

JAFは、各年度初めまでに日本レース選手権として認定したレースを公示する。

第11条 日本レース選手権の延期、中止、非開催

1. 日本レース選手権として認定されたレースの開催を延期し、または開催が不能となった場合、当該レースのオーガナイザーは、その開催予定日の2ヶ月前までに、その理由を付してJAFに届け出を行い承認を得た上、必要な公示を行わなければならない。
2. 日本レース選手権として認定されたレースを、正当な理由なく、中止または開催しなかったオーガナイザーは、次年度の選手権レースの開催を認められない。

第12条 賞の授与

JAFは、第17条および第21条に定める得点基準に基づき、選手権の各部門の最高得点者をその部門の日本レース選手権保持者として認定し、「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第13条 規則違反

1. JAFは、日本レース選手権に適用される規則または規定に重大

な違反を犯した者を選手権から除外することがある。

2. JAFは、競技会審査委員会により国内競技車両規則違反に起因する失格を宣告された者が当該年度に獲得した選手権得点を遡及して無効とすることがある。

第14条 本規定の特例

やむを得ない事情により本選手権規定を適用できない場合、JAFがその処置を決定する。

第2章 全日本選手権

第15条 参加車両

選手権に参加できる車両は、部門毎の選手権統一規則にこれを定める。

第16条 ドライバーの参加資格

1. F・ニッポン
 - 1) 国際ドライバーライセンスB以上の所持者が参加できる。
 - 2) 上記1)以外の参加資格は、当該選手権統一規則に従うこと。
2. F3
国内競技運転者許可証A以上の所持者または、限定国内競技運転者許可証A所持者の内、JAFスポーツ資格登録規定第2条2.8)に該当する者が参加できる。
ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。
 - 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にFIAスーパーライセンス所持者を所持している者。
 - 2) 2008年～2009年のGP2またはF・ニッポンにおいて、同一シリーズで同一年に4ポイント以上獲得した経験のある者。

第17条 得点基準

1. 全日本選手権の得点は、所定の書式によりあらかじめJAFに登録されたドライバー、チームおよびエンジンチューナーを対象とする。
2. 得点の基準および複数の者が同一の得点を得た場合の上位者の決定方法は、各部門の選手権統一規則でこれを定める。

第3章 地方選手権

第18条 参加できる車両

1. F4:
当該年のJAF国内競技車両規則に定めるフォーミュラ4(F4)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
2. S-FJ:
当該年のJAF国内競技車両規則に定めるスーパーFJ(S-FJ)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
3. ツーリングカー:
オーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した技術規則に定める車両とする。

第19条 ドライバーの参加資格

1. F4
限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際ドライバーライセンスB以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。
 - 1) 過去のレース出場実績が3回以上。
 - 2) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
 - 3) 過去にレースの出場実績が1回で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
 - 4) JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。
2. S-FJ
限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際ドライバーライセンスB以下のライセンス所持者で、上記1.1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。
ただし、過去にGP2、F・ニッポン、F3のいずれかのレース

において6位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3. ツーリングカー

国内競技運転者許可証A以上の所持者が参加できる。

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分(赤旗による中断時間は除く)とする。
2. 公式予選は、少なくとも決勝レーススタートの3時間前までに終了していなければならない。
3. ただし、競技会審査委員会がやむを得ない状況であると判断した場合は、この限りではない。
4. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%(小数点以下切捨て)以上の周回数を走行していなければならない。

● 得点基準表

順位	1位	2位	3位	4位	5位
得点	20点	15点	12点	10点	8点
順位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	6点	4点	3点	2点	1点

2. ドライバーは、選手権レースによって異なった車両で参加しても、その車が当該部門の参加車両の規則に合致していれば、年間を通してその部門の得点は加算される。
3. ドライバーは、複数の選手権レースに出場して得た得点のうちから、高得点順に次項に定めるレース数の得点を合計して選手権得点とすることができる。
4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。
 - 1) F4およびS-FJ:
選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80%(小数点以下四捨五入)とする。
 - 2) ツーリングカー:
選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の70%(小数点以下四捨五入)とする。
ただし、開催された当該部門のレースの合計数が5回に満たない場合、開催された当該部門のレースのすべてが選手権得点の対象となる。
5. 同一部門で、複数のドライバーが同一の選手権得点を得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。
 - 1) 有効得点(上記4.による選手権得点の対象レースで得た得点)の範囲内で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - 3) 上記1)および2)の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。
最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

第22条 本規則の施行

本規則は、2010年1月1日より施行する。

以上

2010年日本ラリー選手権規定の制定

第1章 総則

第1条 目的

社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、**2010年**（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めたドライバーおよびナビゲーター（ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。）の榮譽をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。

第2条 日本ラリー選手権の区分

本選手権は次の通り区分し、それぞれにドライバー部門およびナビゲーター部門を設ける。

- ・全日本ラリー選手権（以下「全日本選手権」という。なお、英語表記は Japanese Rally Championship とする。）
- ・地方ラリー選手権（以下「地方選手権」という。）

第3条 タイトル

JAFは、国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定および本規定に基づいて組織し、開催されるラリー競技会のうちから、第2条に基づき次の2タイトルを付す。

ただし、競技会終了後、選手権競技として要件を満たさなかったと判断した場合、JAFは当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

1. 全日本選手権として申請された国内格式以上の競技会のうちから、3戦以上10戦以内を「全日本ラリー選手権競技会」として認定する。
2. 各地域から地方選手権として申請された準国内格式以上の競技会のうちから3戦以上10戦以内を当該地域の「地方ラリー選手権競技会」として認定する。

第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立

1. 全クラスが選手権として成立しなかった場合、または参加出走台数が全クラス合計で10台に満たなかった場合、その競技会は選手権としては成立しない。
2. 1クラスあたりの参加出走台数が5台に満たなかった場合、そのクラスは選手権としては成立しない。ただし参加出走は認められ、第9条または第16条に従った得点が与えられる。
3. 選手権として成立した競技会が3戦に満たなかった場合、選手権シリーズは成立しない。

第2章 全日本選手権

第5条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のラリーには、次の規則、規定が適用される。
 - 1) 国際モータースポーツ競技規則およびその付則
 - 2) 国内競技規則およびその付則
 - 3) 本選手権規定
 - 4) 競技会特別規則
2. 全日本選手権のラリーには、前項の規則、規定のほか、別に定める「全日本ラリー選手権統一規則」が適用される。

第6条 競技形式および走行距離

1. 競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。ただし、JAFが特に認めた場合はこの限りではない。
2. スペシャルステージの総走行距離は50km以上設定されていること。
3. やむを得ない理由により競技が短縮された場合において、それまでに終了したスペシャルステージの総距離が30kmを超えており、かつ競技会審査委員会が適当と認めた場合、当該競技会は選手権として成立したものとする。

第7条 参加車両

1. クラス1 (JN-1) およびクラス2 (JN-2) に参加する車両

- 1) 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるラリーRN車両 (RN車両)、ラリーRJ車両 (RJ車両) またはラリーRF車両 (RF車両) に適合した車両とする。
- 2) 参加車両は、自動車検査証の初度登録年月より10年経過していないこと。ただし、10年経過後であっても国内生産 (同一車

両型式) されている場合は、生産の終了した当該年末まで参加車両の資格を有する。

- 3) 参加車両には4点式以上のFIA公認安全ベルトを装備しなければならない。

2. クラス3 (NJ-3) およびクラス4 (JN-4) に参加する車両:

- 1) 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるラリーRN車両 (RN車両) またはラリーRJ車両 (RJ車両) に適合した車両とする。
- 2) 参加車両には4点式以上のFIA公認安全ベルトを装備しなければならない。

第8条 クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記の通りクラス区分される。

- クラス1 (JN-1): 気筒容積が1400cc以下の車両
- クラス2 (JN-2): **気筒容積が1400ccを超え1500cc以下の2輪駆動車両**
- クラス3 (JN-3): **気筒容積が1500ccを超え3000cc以下の車両**
- クラス4 (JN-4): **気筒容積が3000ccを超える車両**

第9条 参加資格

全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。

前年の全日本選手権シリーズにおいて、総合選手権順位6位までに入ったドライバーは、全日本選手権競技と地方選手権競技に重複して参加することは出来ない。

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) 総合得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績の総合順位に従って下記の表による得点を与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位
得点	20点	15点	12点	10点	8点
順位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	6点	4点	3点	2点	1点

2) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績に基づき、第7条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位
得点	20点	15点	12点	10点	8点
順位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	6点	4点	3点	2点	1点

3) 得点係数

総合得点、クラス別得点とも、実際に行われたスペシャルステージの総距離**および路面**に従って以下の係数を乗じる。なお、小数点以下の得点も全て生かすものとする。

スペシャルステージの距離	ターマック	MIX	グラベル
50 km未満	0.8	0.8	0.8
50 km~100 km未満	1.0	1.2	1.5
100 km~150 km未満	1.2	1.5	2.0
150 km以上	1.5	2.0	2.5

MIXとは、スペシャルステージの総距離の50%以上90%未満がグラベル路面であることとする。

2. 選手権順位の決定

- 1) 選手権として成立した競技会数が8戦以上の場合は高得点順に7戦を、7戦以下の場合は全戦を得点合計の対象とする。
- 2) 上記1)に従って各競技者の総合得点を合計し、その合計得点が多い順に総合選手権順位を決定する。JAFは、この総合選手権順位において第1位となったものを、総合選手権者として認定する。
- 3) 上記1)に従って各競技者のクラス別得点を合計し、その合計

得点が多い順にクラス別選手権順位を決定する。JAFは、このクラス別選手権順位において第1位となったものを、クラス選手権者として認定する。

4) 上記2) または3) において、総合得点またはクラス別得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

5) 上記4) によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

6) 上記5) によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。

(1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の出走台数または各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に全日本選手権競技に出場した回数の多い順に順位を決定する。

(2) 上記(1) 以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。2. 選手権順位の決定

第11条 競技会事務局の設置

全日本選手権競技会を開催するオーガナイザーは、競技会特別規則書に記載された参加受付日から競技会終了までの間事務局を設置し、かつ担当の事務局員1名以上を常駐させなければならない。

第3章 地方選手権

第12条 走行距離

1. 総走行距離は100km以上とする。ただし、ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてスペシャルステージの総走行距離が30km以上の場合はこの限りではない。

2. やむを得ない理由により競技が短縮された場合において、競技会審査委員会が適当と認めるときは、当該競技会は選手権として成立したものとす。

第13条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRN車両、RJ車両またはRF車両とする。

ただし、RF車両は、下記に従うこと。

1. 過給器付き車両に関しては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第3条3.17) に定められたエアリストリクターを装着しなければならない。

2. ホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJ車両規定に従うこと。

第14条 クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記1. または2. のいずれかの方法によりクラス区分される。

1. 全日本選手権と同クラス区分

2. 開催地域別に任意に設定されるクラス区分：

次の1)～3)の要件すべてを満たすことにより、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、1)～3)の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記1. の全日本選手権と同クラス区分とする。

1) クラス区分は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章一般規定第5条に基づき、最大4区分以内とすること。

2) 当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。

3) 上記1) および2) について、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請すること。

第15条 参加資格

1. 地方選手権に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。

2. 地方選手権の地域区分は、下記の5地区に分割する。

JAF北海道ラリー選手権：北海道

JAF東日本ラリー選手権：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉

JAF中部・近畿ラリー選手権：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山

JAF中四国ラリー選手権：岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛

JAF九州ラリー選手権：福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

3. 各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区内に関する行程が設定されなければならない。

第16条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績により、第14条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位
得点	20点	15点	12点	10点	8点
順位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	6点	4点	3点	2点	1点

2. 選手権順位の決定

1) 選手権として成立した競技会が7戦以上の場合には高得点順に6戦を、6戦以下の場合には全戦を得点合計の対象とする。

2) 上記1) に従って各競技者の得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別の選手権順位を決定する。JAFは、この選手権順位において第1位となったものを、当該地区における各クラスの選手権者として認定する。

3) 上記2) において、得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

4) 上記3) によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

5) 上記4) によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。

(1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に当該クラスの地方選手権競技会に出場した回数の多い順に順位を決定する。

(2) 上記(1) 以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第4章 一般規定

第17条 ブリーフィング

すべての乗員および競技参加者は、必ずブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

第18条 保険

1. オーガナイザーは保険に関し、ラリー競技開催規定第6条に定める措置を講ずること。

2. オーガナイザーは上記1. の保険に加え、当該競技会の参加者に対してラリー競技に有効な傷害保険を付保すること。ただし、参加者自身がラリー競技に有効な傷害保険（または共済）に加入しており、かつその事実が書面等の確実な手段によって証明される場合はこの限りではない。

第19条 参加申し込み者に対する参加拒否

オーガナイザーは国内競技規則により、参加者に対して理由を示すことなく参加を拒否することが出来るが、この場合3日以内に当該理由を付してJAFに報告しなければならない。

第20条 選手権競技の延期、中止、非開催

1. オーガナイザーは、選手権競技会の延期、または開催不能の場合、その開催予定日の2ヵ月前までに、JAFにその理由を付して届け出を行い承認を受けたうえ、必要な公示を行わなければならない。

2. 正当な理由なく、認定された選手権競技会を延期もしくは中止した場合、または当該競技会を開催しなかった場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

またJAFは、組織許可申請以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第21条 競技規則違反

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定された競技者は、当該年の全得点が無効となる場合がある。
2. オーガナイザーに規則違反または著しい競技運営の不備があったとJAFが判断した場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

第22条 オブザーバーの派遣

1. JAFは、選手権競技会の運営状況を確認するため、必要に応じてオブザーバーを派遣し、その報告に基づき必要な措置を講じることができる。
2. 翌年に新たな全日本選手権競技会（申請時点で当該年の全日本選手権カレンダーに登録されていない競技会）の開催を計画しているオーガナイザーは、カレンダー申請前に候補競技会（原則として地方選手権競技会であること）の運営状況についてオブザーバーによる確認を受けていなければならない。
3. 過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に全日本選手権競技会を開催した実績のあるオーガナイザーは、上記2.は適用されない。

第23条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合は、JAFにおいて、その処置を決定する。

第24条 本規定の施行

本規定は、2009年9月1日から施行する。

以上

講習会開設規定の一部改正

第1章 Bライセンス講習会

（略）

第5条 講義科目および教材

講義科目は「自動車スポーツの概要」につき2時間以上とし、教材として次のものを講習時に必携していなければならない。

1. モータースポーツハンドブック

第6条 （以下略）

第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会

（略）

第43条 教材

教材として、次のものを必携していなければならない。

1. モータースポーツハンドブック
2. 国際モータースポーツ競技規則付則H項
3. その他講習会主催者の定めるもの

（略）

第5章 本規定の施行

（略）

第50条 本規定の施行

本規定は、2009年11月1日より施行する。

以上

2010年JAF国内カート競技車両規則の概略

※2010年JAF国内カート競技車両規則は、CIK-FIA車両規則に倣い、条文の順序を並べ替えるとともに、一部内容を変更しました。主な改正点は以下の通りです。なお、本規則の全文については、JAFホームページ掲載の「JAFモータースポーツニュース (No.193)」(http://www.jaf.or.jp/msports/msinfo/fr/f_index.htm)をご参照下さい。

第1章 カート競技車両の分類と定義

第1条 カート競技車両の分類

1. カート競技車両のクラス区分

カートは、使用されるエンジンによって、次の9つのカテゴリーに区分される。

(略)

	カテゴリー	クラス	排気量
1	FSA	FSA	100cc
2	FA	FA	100cc
		FA-2	100cc
3	ICA	ICA	100cc
		FR-2	100cc
4	FP	FP-Jr	100cc
		FP-Jr Cadets	100cc
		FP-2	100cc
		FP-3	100cc
5	FC	FC	125cc
		FC-2	125cc
6	FS-4	FS-4	280cc
7	FS-125	FS-125	125cc
8	KF	KF4	125cc
		KF3	125cc
		KF2	125cc
		KF1	125cc
		Super KF	125cc
9	Superkart	Superkart	250cc

第2条 定義 (略)

第2章 一般規定

第3条 総則 (略)

第4条 カート (略)

第5条 シャシー (略)

第6条 寸法と重量

1. 技術仕様 (略)

2. 重量

1) 車両最低重量制限

①～⑦ (略)

⑧カテゴリーKF	: KF 4	: 別途定める
	: KF 3	: 145kg
	: KF 2	: 158kg
	: KF 1	: 160kg
	: Super KF	: 160kg

⑨Superkart : Superkart : 205kg/215kg

2)～3) (略)

4) カートの重量を単一または複数のバラストを用いて調整することが認められるが、バラストは固定ブロックで、直径最小6mmの少なくとも2本のボルトを用いてシャシーまたはシートに取り付けられていなければならない。

Superkart においては、バラストはシートに取り付けられてはならず、直径最小6mmの少なくとも2本のボルトを用いてシャシーフレームのメインチューブまたはフロアトレイにのみ取り付けすることができる。

第7条 バンパー (略)

第8条 フロアトレイ (略)

第9条 ボディワーク (略)

第10条 トランスミッション (略)

第11条 リアアクスル (略)

第12条 チェーン/電動ベルトガード (略)

第13条 ガード (略)

第14条 サスペンション (略)

第15条 ブレーキ (略)

第16条 ステアリング (略)

第17条 シート (略)

第18条 ペダル (略)

第19条 アクセルレター (略)

第20条 エンジン (略)

第21条 吸気消音器

JAFが特に認めた場合を除き、吸気音量を効果的に低下させるためにCIK-FIA公認(登録)の消音器の装着が義務付けられる。

耐ガス構造の吸気消音器に対する技術的なデータ

1)～5)

6) KF1, SuperKF, FSA, FAについて:ダクト最大30mm

KF4, KF3, KF2, ICA:ダクト最大23mm

Superkartでは容量の変化するエアボックスの使用は禁止とする。

第22条 排気

すべてのカテゴリーで、磁気反応鋼材製でなければならない。

KF4, KF2, KF1 および ICA においては、排気装置は公認を得ていなければならない。全カテゴリーとも (Superkart を除く)、排気はドライバの後方で行われなければならない、また地面から45cm以上の高さで行われてはならない。

排気サイレンサーの出口は、その外径が3cm以上でなければならない、第6条と第7条に規定する限度を超えてはならない (Superkart を除く)。

排気装置を、どのような方法であれ、正常な運転位置に着座したドライバの前方を、また位置する面を通過させることは禁止する。KF4, KF2, KF1 および Superkart Division1 を除き、いかなる「パワーバルブ」も禁止される。

第23条 音量規制 (略)

第24条 燃料タンク (略)

第25条 燃料 (略)

第26条 ホイールおよびタイヤ (略)

第27条 始動およびクラッチ (略)

第28条 ナンバープレート (略)

第29条 公認 (略)

第30条 テレメトリー

1. テレメトリー (データ送信装置) (略)

2. データロガー (データ蓄積装置)

KF 4、KF 3、KF 2 において、排気温度センサーを使用することは自由であるが、公認されたエキゾーストまたは寸法が規制されたマニホールドを改造することはできない。

3. 無線 (略)

第31条 リア赤色灯 (略)

第32条 バッテリー (略)

第3章 カートと装備の安全性

第33条 カートの安全性 (略)

第4章 フォーミュラスーパーA特別規定

第34条 フォーミュラスーパーA (FSA) (略)

第5章 フォーミュラA特別規定

第35条 フォーミュラA (FA) (略)

第36条 フォーミュラA-2 (FA-2) (略)

第6章 インターコンチネンタルA特別規定

- 第37条 インターコンチネンタルA (ICA) (略)
 第38条 フォーミュラリード-2 (FR-2) (略)

第7章 フォーミュラピストン特別規定

- 第39条 フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) (略)
 第40条 フォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) (略)
 第41条 フォーミュラピストン-2 (FP-2) (略)
 第42条 フォーミュラピストン-3 (FP-3) (略)

第8章 フォーミュラC特別規定

- 第43条 フォーミュラC (FC) (略)
 第44条 フォーミュラC-2 (FC-2) (略)

第9章 フォーミュラスーパー4特別規定

- 第45条 フォーミュラスーパー4 (FS-4) (略)

第10章 フォーミュラスーパー125特別規定

- 第46条 フォーミュラスーパー125 (FS-125) (略)

第11章 KF特別規定

- 第47条 KF4 (略)
 第48条 KF3 (略)
 第49条 KF2

公認エンジンへの改造はすべて認められる。ただし、KF2公認書に記載されているオリジナル部品の当初の外観、寸法、図面または写真から変更されるような改造は、本規則の条項で明確に許可されている場合、または安全上の理由 (CIK-FIA によって発表される) がある場合を除き、禁止される。

第47条固有の事項および以下の仕様によるKF4で公認したエンジン。

1. パワーバルブの機械的な機能は自由とするが、公認書記載のすべての構成部品が使用されており、それ以外には如何なるものも付加されないこと。
2. スロットバルブ開度測定センサーの取付を認めるためにKF1用に特別に改造されたパワーバルブ調整ノブの装着は認められる。当該センサーはKF2で使用することは認められない。
3. 燃焼室の最小容積は9ccとし、付則No.1cによる測定方法とする。
4. 公認書に記載されたトランスファーダクトの容量、排気ダクトの長さ、排気ダクト出口の内側の輪郭、最大弦線幅およびシリンダーのガスケット下面は、付則3に記載される方法に従って検査されなければならない。
5. エンジンの回転数は15,000rpmまでとする。
6. 最大直径24mmの2本の調整用スクリューを備えるKF2公認バタフライタイプキャブレターで、厳密にオリジナルのままにしなければならない。また、当該公認書および吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって寄託された工具に適合していなければならない。
7. クラッチは図No.15とNo.16に従うこと。
 -最低重量 (スターターリングとエンジンプロケットを備えた完全なクラッチ) はエンジン公認書に従う。
8. エンジンクラッチは、最高3,000rpmでつながり、ドライバと共にカートが前進しなければならない。すべての状況において、エンジンクラッチは最高5,000rpmで直接駆動 (且つ100%クラッチがつながっている) 状態にななければならない。
9. 最大15,000rpmのリミッター付き公認点火装置。
10. タイヤ: CIK-FIA 公認5インチメディアムのタイヤ。
11. 最低総重量: 158kg (ドライバー含む)
12. カートの最低重量: 75kg (燃料を除く)

第50条 KF1

公認エンジンへの改造はすべて認められる。ただし、KF1公認書に記載されているオリジナル部品の当初の外観、寸法、図面または写真から変更されるような改造は、本規則の条項で明確に許可されている場合、または安全上の理由 (CIK-FIA によって発表される) がある場合を除き、禁止される。

第47条固有の事項および以下の仕様によるKF4で公認したエンジン。

1. パワーバルブの機械的な機能は自由とするが、公認書記載のすべての構成部品が使用されており、それ以外には如何なるものも付加されないこと。
2. パワーバルブ調整ノブを改造することができる (スロットバルブ開度測定センサーの取付を目的にした改造のみ)。
3. 燃焼室の最小容積は9ccとし、付則No.1cによる測定方法とする。
4. 吸気および排気ダイヤグラムは自由。
5. 公認書に記載されたトランスファーダクトの容量、排気ダクトの長さ、排気ダクト出口の内側の輪郭およびシリンダーのガスケット下面は、付則3に記載される方法に従って検査されなければならない。
6. エンジンの回転数は16,000rpmまでとする。
7. 最大直径24mmまたは30mmの2本の調整用スクリューを備えるKF2またはKF1公認バタフライタイプキャブレターで、厳密にオリジナルのままにしなければならない。また、当該公認書および吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって寄託された工具に適合していなければならない。
8. 23mmまたは30mmのダクトの公認吸気消音器。
9. 公認リードボックス。
 10. 最高16,000rpmのリミッター付き公認点火装置。
 11. クラッチは図No.15とNo.16に従うこと。
 -最低重量 (スターターリングとエンジンプロケットを備えた完全なクラッチ) はエンジン公認書に従う。
 12. エンジンクラッチは、最高3,000rpmでつながり、ドライバと共にカートが前進しなければならない。すべての状況において、エンジンクラッチは最高5,000rpmで直接駆動 (且つ100%クラッチがつながっている) 状態にななければならない。
13. 公認排気装置
14. タイヤ: 5インチタイヤ。
15. 最低総重量: 160kg (ドライバー含む)
16. カートの最低重量: 75kg (燃料を除く)

第51条 Super KF

KF4で公認されたエンジンに由来するエンジン。
公認エンジンへの改造はすべて認められる。ただし、以下を除く。

1. エンジン内部
 - 1) ストローク
 - 2) ボア (最大限度を超えて)
 - 3) コネクティング・ロッド中心線
 - 4) コネクティング・ロッド、クランクシャフト、クロスヘッドピン? (gudgeon pin) の材料。磁気反応材でなければならない。
2. エンジン外部
 - 1) 搭載したエンジンの外部の特徴
 - 2) サンブの下半分、シリンダーおよびシリンダーヘッドは、いかなる場合もKF4で公認を取得したモデルに由来するものでなければならない。
3. 以下の技術仕様
 - 1) シリンダーの最大容積: 125cc
 - 2) 新素材は禁止される。
 - 3) 機械的な機能および/または伝達力を持つ部品については鉄もしくはアルミニウムを使用すること。
 - 4) カーボンはすべての構成部分において使用を禁止する。
 - 5) 水冷 (クランクケース、シリンダー、シリンダーヘッド) は1回路のみ、ウォーターポンプを結合したものとする。
 - 6) 鉄の鋳型ライナー付のシリンダーとする。
 - 7) パワーバルブは自由であるが、電気接点のない空気調整式 (opening) と機械式 (closing) でなければならない。
 - 8) エンジンの回転数は16,000rpmまでとする。
 - 9) クランクシャフトとは反対の方向に回転するアンバランス・システムを用いたバランスシャフトの使用が義務付けられる。バランスは最小25%。取り外し可能で外部から直接コントロール可能なバランスシャフトでなければならない。
- 10) 最大直径30mmの2本の調整用スクリューを備えるKF1公認バタフライタイプキャブレターで、厳密にオリジナルのままにしなければならない。また、当該公認書および吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって寄託された工具に適合していなければならない。
 - 11) 23mmまたは30mmのダクトの公認吸気消音器。
 - 12) 最高16,000rpmのリミッター付き公認点火装置。

- 1 3) 電源を搭載したスターター
- 1 4) クラッチは図No.15または17、および16に従っており、最低重量（スターターリングとエンジンスプロケットを備えた完全なクラッチ）はエンジン公認書に従う。
- 1 5) エンジンクラッチは、最高3,000rpmでつながり、ドライブと共にカートが前進しなければならない。すべての状況において、エンジンクラッチは最高5,000rpmで直接駆動（且つ100%クラッチがつながっている）状態になければならない。
- 1 6) タイヤ：5インチ
- 1 7) 最低総重量：160kg（ドライバー含む）
- 1 8) カートの最低重量：75kg（燃料を除く）

第12章 Superkart 特別規定

第52条 Superkart (略)

第13章 その他の車両（リブレ）

- 第53条 「その他の車両（リブレ）」に関する規定 (略)
- 第54条 4輪車用エンジン搭載の禁止 (略)
- 第55条 リブレ車両の使用 (略)

第14章 本規則の施行

- 第56条 本規則の施行 (略)

以上

2010年日本カート選手権規定の制定

第1章 総則

第1条 目的

社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は2010年（以下「当該年」という。）のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。

第2条 (略)

第3条 日本カート選手権の部門

日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。

1. 全日本選手権
全日本選手権は以下の2部門に区分する。
 - 1) **Super KF**部門
 - 2) KF 2部門
2. ～3. (略)

第4条 日本選手権競技の走行距離または時間

区分	部門	走行距離または時間 (各ヒートの合計)	
		最短	最長
全日本選手権	Super KF	30 kmまたは30分	90 kmまたは90分
	KF 2	〃	〃
地方選手権	FP-2	30 kmまたは30分	50 kmまたは50分
	FP-3	〃	〃
	FS-4	〃	〃
	FS-1 2 5	〃	〃
	FC-2	〃	〃
ジュニア選手権	FP-Jr	30 kmまたは30分	50 kmまたは50分
	FP-Jr Cadets	20 kmまたは20分	40 kmまたは40分

第5条～第6条 (略)

第7条 選手権保持者の認定

(略)

1. (略)
2. 上記1の回数も同一の場合、当該部門の最終競技会（「最終競技会」

とは、全日本選手権 **Super KF** 部門、地方選手権およびジュニア選手権 **FP-Jr Cadets 部門** コースシリーズにおいては各シリーズ最終競技会を、全日本選手権KF 2部門およびジュニア選手権 **(FP-Jr Cadets 部門** コースシリーズを除く)においては東西統一競技会を、それぞれいう。)で上位順位を得た者を上位とする。

なお、当該部門の最終競技会に参加しなかった場合は、有効得点のうち最終競技会により近い 競技会において高得点を得た者を上位とする。

3. (略)

第8条～第19条 (略)

第2章 全日本選手権

第20条～第30条 (略)

第3章 地方選手権

第31条～第41条 (略)

第4章 ジュニア選手権

第42条～第43条 (略)

第44条 ドライバーの出場資格
(略)

1. フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門

- 1) (略)
- 2) 年齢制限
12歳(12歳の誕生日を迎える当該年)以上15歳未満の者。

なお、当該年に満15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年の**フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門**に出場することが認められる。

3) (略)

2. フォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 部門

- 1) (略)
- 2) 年齢制限
10歳(10歳の誕生日を迎える当該年)以上13歳未満の者。
なお、当該年に13歳に達しても、その年の**フォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 部門**に出場することが認められる。

3) 出場できる地域シリーズは、東地域または西地域(第49条の1「地域区分」参照)の何れかに限定され、シリーズの途中で変更することはできない。ただし、地域シリーズとコースシリーズに重複して出場することは認められる。

4) 東西統一競技会：

- (1) 当該年の東地域、西地域(第49条の1。「地域区分」参照)夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会、**またはコースシリーズ競技会**に出場した実績を有する者。
- (2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

第45条 (略)

第46条 開催場所

ジュニアカート選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

第47条 申請と認定

1. ジュニア選手権は、**コースシリーズとして開催されるフォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 部門を除き、原則として1コース 1競技会開催とする。**
2. JAFはジュニア選手権としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域**および各カートコース毎に**夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. (略)

第48条 審査委員会の認定

ジュニアカート選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名はJAF派遣とする。

ただし、コースシリーズにおける審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しJAFの承認を受けた者とする。なお、JAFが特に指名する場合もある。他の審査委員はオーガナイザーが指名したものをJAFが承認する。

第49条 開催地域区分と競技の構成

1. (略)

2. 競技の構成：

ジュニア選手権は、次の2つから構成される。

1) 地域シリーズ：

地域シリーズは、前項1.の東地域および西地域の2つの地域シリーズとして構成する。

東西統一競技会は、上記の選手権競技会終了後、開催される

2) コースシリーズ：(FP-Jr Cadets 部門のみ)

コースシリーズは、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名を付す。

第50条 得点基準

1. ~3. (略)

4. 地域シリーズの順位は東・西夫々の地域における得点および東西統一競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

5. コースシリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表 (略)

第51条 競技番号の指定

本年度のジュニア選手権各部門各シリーズ1位から10位の者に対して、翌年も本ジュニア選手権の同一部門同一シリーズに出場する場合には、順位と同一の競技番号を与える。

(以下略)

第52条 ジュニア選手権の成立

1. 地域シリーズについては、第49条1.に定める東・西何れかの地域で、第3条3.に定めるフォーミュラピストンジュニア(FP-Jr)部門、フォーミュラピストンジュニアカデット(FP-Jr Cadets)部門毎に、競技会が当該年度に夫々3回以上開催されなければ、その部門のジュニア選手権は成立しない。

2. コースシリーズについては、競技会が当該年度に3回以上開催されなければ、その部門の当該ジュニア選手権は成立しない。

第53条 本規定の施行

本規定は、2010年1月1日より施行する。

以上

カート競技会参加に関する規定の一部改正

2010年1月1日施行

第1章~第2章 (略)

第3章 競技参加者の遵守すべき事項

第10条 (略)

第11条 ドライバーの服装

次に掲げるドライバーの服装は、競技を安全に行うため、装備の一部と見なされ、車検時に技術委員の承諾を得なければならない。

1. ヘルメット：

フルフェイスタイプでなければならず、FIA 規定に適合したもの(付則L項第3章第1条およびCIK-FIA 技術規則 AppendixNo.2) または次の規格に適合したものの使用が推奨される。(なお、15歳以

下はSnell-FIACMS2007およびSnell-FIACMR2007規格適合品の使用を強く推奨する。)

日本工業規格 (JIS(T8133:2000)、JIS-C種、または2種)

スウェーデン規格 (SIS88、24、11(2))

デンマーク規格 (DS2124.1)

フィンランド規格 (SFS3653)

ドイツ規格 (ONS/OMK：白地または青地に黒、白地に青または白地に赤のラベルのみ)

スネル規格 (1990SA および 1995SA、SFIspec31.1 および SFIspec31.2)

イギリス規格 (BS6658-85 タイプA およびすべての修正型を含むタイプA/FR)

フランス規格 (NFS72 305)

欧州経済共同体規格 (E22 02、03 または 04 シリーズ)

上記規格に適合しないものではJAF公認競技用ヘルメット(JAF国内競技車両規則参照)の使用が推奨される。

(以下略)

第11条~第19条 (略)

第4章 (略)

以上

カートライセンス発給規定の一部改正

2010年1月1日施行

第1章 (略)

第2章 カート競技ライセンス

第5条 (略)

第6条 ドライバーライセンスの年齢別発給

ライセンスの種別により次の通り発給年齢を区分する。ライセンスの発給申請を行う際には、年齢(生年月日)を証明できる公的機関が発行する書類を提示すること。

1. ジュニアBライセンスは、10歳(10歳の誕生日を迎える当該年)から満15歳未満の者に発給する。

2. ジュニアAライセンスは、12歳(12歳の誕生日を迎える当該年)から満15歳未満の者に発給する。

3. ジュニア国際ライセンスは、13歳(13歳の誕生日を迎える当該年)から満15歳未満の者に発給する。

4. カート国際A、B、Cライセンスおよびカート国内A、Bライセンスは、15歳(15歳の誕生日を迎える当該年)以上の者に発給する。

第7条 (略)

第8条 年齢制限の解除による更新

年齢制限の解除によりライセンスを更新するときは、次の通りとする。ただし、旧ライセンスは直ちにJAFへ返納しなければならない。

1. ジュニアBからカート国内Bへ、ジュニアAからカート国内Aへは、当該年に15歳の誕生日を迎える場合、1月以降に発給することができる

2. ジュニア国際からカート国際Cへは、当該年に15歳の誕生日を迎える場合、1月以降に発給することができる。

3. ~4. (略)

第9条 ~第13条 (略)

第3章 カートオフィシャルライセンス

第14条~第15条 (略)

第16条 カートオフィシャルライセンスの新規申請

新たにカートオフィシャルライセンスを申請するものは、満18歳以上とし、且つ次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入してJAF各地方本部事務局宛に提出するも

のとする。ただし、未成年者については親権者または保護者の同意を必要とする。

カートオフィシャルライセンスの取得は3級から始めなければならない。

(以下略)

第17条～第21条 (略)

第4章 (略)

以上

カートドライバーライセンス講習会規定

の一部改正

2010年1月1日施行

第1条～第8条 (略)

第9条 受講者および受講料

1. カート国内B講習会

1) 10歳 (10歳の誕生日を迎える当該年) から15歳未満の者は、カートジュニアライセンスを取得するため受講することができる。10歳 (10歳の誕生日を迎える当該年) および11歳の受講者は、親権者／保護者と共に講習会を受講しなければならない。なお、受講者は公的な書類等により年齢を証明しなければならない。

2) 15歳 (15歳の誕生日を迎える当該年) を超える者は、カート国内Bライセンスを取得するため受講することができる。

(以下略)

第10条～第12条 (略)

以上

カートオフィシャルライセンス講習会規定

の一部改正

2010年1月1日施行

第1条～第9条 (略)

第10条 受講者および受講料

1. 受講資格は、JAFの個人会員で満18歳以上の者とし、3級を除き次の通りとする。

(以下略)

第11条～第13条 (略)

以上

2009年全日本カート選手権統一規則

の一部改正

2009年9月1日施行

2009年JAF全日本カート選手権統一規則 KF1、KF2部門

第1条～第49条 (略)

2009年全日本カート選手権KF1部門適用車両規定

KF4およびKF1として公認されたエンジンに以下の改造が加えられる。

(1)～(14) (略)

(15) エンジンクラッチは、以下のいずれかに適合していること。

①2008年技術規則に基づく公認されたもの。最大5,000rpmでつながり、ドライバーと共にカートが前進しなければならない。すべての状況において、エンジンクラッチは最高6,500rpmで直接駆動(且つ100%クラッチがつながっている)状態になければならない。

②CIK-FIA2009技術規則 技術図面№15および16に従ったもの。最高3,000rpmでつながり、ドライバーと共にカートが前進しなければならない。すべての状況において、エンジンクラッチは最高5,000rpmで直接駆動(且つ100%クラッチがつながっている)状態になければならない。スターターリングおよびエンジンプロケットを備えたコンプリート・クラッチの最低重量は、エンジンの公認書に従うこと。

(16)～(19) (略)

2009年全日本カート選手権KF2部門適用車両規定

KF4およびKF2として公認されたエンジン(*)に以下の改造が加えられる。

* 使用できるエンジン：KF4および／またはKF2として公認されたエンジン。

* 使用できる部品：2008年および2009年の追加公認リスト(EQUIPMENT EXTENSIONS)にある部品。

* 公認されたエンジンのすべての改造は認められる。ただし、KF2公認書に記載されているオリジナルの部品の当初の外観、寸法、図面または写真から変更される改造は禁止される。(上記の通り追加公認リストにある部品は使用できる。)

(1)～(7) (略)

(8) エンジンクラッチは以下のいずれかに適合していること。

①2008年技術規則に基づく公認されたもの。最大5,000rpmでつながり、ドライバーと共にカートが前進しなければならない。すべての状況において、エンジンクラッチは最高6,500rpmで直接駆動(且つ100%クラッチがつながっている)状態になければならない。

②CIK-FIA2009技術規則 技術図面№15および16に従ったもの。最高3,000rpmでつながり、ドライバーと共にカートが前進しなければならない。すべての状況において、エンジンクラッチは最高5,000rpmで直接駆動(且つ100%クラッチがつながっている)状態になければならない。スターターリングおよびエンジンプロケットを備えたコンプリート・クラッチの最低重量は、エンジンの公認書に従うこと。

(9)～(11) (略)

以上

2010年FIA国際スポーツカレンダー登録申請一覧

2009年8月1日現在

No.	開催日	競技会の名称	オーガナイザー	格式	開催場所
1	3/20~21	2010 SUPER GT Round 1 Suzuka GT 300km (JAF-GT)	KSCC SMSC (株)リテイアト	国際	鈴鹿
2	4/3~4	2010 SUPER GT Round 2 OKAYAMA GT300KM RACE (JAF-GT)	(株)岡山国際サーキット AC	国際	岡山国際
3	4/17~18	2010 全日本選手権フォーミュラ・ニッポン 鈴鹿サーキット (FN)	GSS SMSC (株)リテイアト	国際	鈴鹿
4	5/1~2	2010 SUPER GT Round 3 (JAF-GT)	富士スピードウェイ(株) FMC	国際	富士
5	5/21~23	2010Asia Pacific Rally Championship RALLY HOKKAIDO (FIA Gr. A,N)	AG. MSC北海道	国際	北海道
6	5/22~23	2010 全日本選手権フォーミュラ・ニッポン ツインリンクもてぎ (FN)	M. O. S. C. (株)リテイアト	国際	ツインリンクもてぎ
7	7/17~18	2010 全日本選手権フォーミュラ・ニッポン オートボリス (FN)	APC (株)オートボリス	国際	オートボリス
8	7/24~25	2010 SUPER GT Round 5 SUGO GT 300km レース (JAF-GT)	(株)菅生 奥州VICIC S. S. C	国際	スピードワント SUGO
9	7/30~8/1	FIA ALTERNATIVE ENERGIES CUP DREAM CUP ノーラーカーレース鈴鹿 2010 (ノーラーカー)	(株)リテイアト 読売新聞社 JAF	国際	鈴鹿
10	8/7~8	2010 全日本選手権フォーミュラ・ニッポン ツインリンクもてぎ (FN)	M. O. S. C. (株)リテイアト	国際	ツインリンクもてぎ
11	8/21~22	2010 SUPER GT Round 6 39th International Suzuka GT サマースペシャル (JAF-GT)	SMSC (株)リテイアト	国際	鈴鹿
12	8/28~29	2010 全日本選手権フォーミュラ・ニッポン 富士スピードウェイ (FN)	富士スピードウェイ(株) FMC	国際	富士
13	9/10~12	2010 FIA World Rally Championship RALLY JAPAN (FIA Gr. A,N)	AG. MSC北海道	国際	北海道
14	9/17~19 (予備日9/20)	2010 Indy Japan 300 Miles (IRL)	M. O. S. C. (株)リテイアト	国際	ツインリンクもてぎ スピードウェイ
15	9/25~26	2010 全日本選手権フォーミュラ・ニッポン スピードワント SUGO (FN)	(株)菅生 奥州VICIC S. S. C	国際	スピードワント SUGO
16	10/2~3	2010 SUPER GT Round 7 (JAF-GT)	富士スピードウェイ(株) FMC	国際	富士
17	10/16~17	2010 ゴールドカップレース アジアング Tフェスティバル (FIA-GT3 等)	APC (株)オートボリス	国際	オートボリス
18	10/23~24	2010 SUPER GT Round 8 もてぎ GT250km レース (JAF-GT)	M. O. S. C. (株)リテイアト	国際	ツインリンクもてぎ
19	10/30~31	2010 FIA 世界ツーリングカー選手権 Race of Japan (FIA-S2000)	AC (株)岡山国際サーキット	国際	岡山国際
20	11/6~7	2010 全日本選手権フォーミュラ・ニッポン 鈴鹿サーキット (FN)	GSS SMSC (株)リテイアト	国際	鈴鹿
21	11/13~14	2010 SUPER GT & フォーミュラ・ニッポン オールスターレース (JAF-GT, FN)	富士スピードウェイ(株) FMC	国際	富士

「競技会名称」欄に記載されている () 内の記号は、競技車両を指します。

2010年全日本ジムカーナ選手権カレンダー

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所
1	3月27日 28日	2010年JAF全日本ジムカーナ選手権第1戦 EXCITE GYMKHANA in 備北	リークラブ 米子 チェリッシュモータースポーツクラブ 鷺羽モータースクラブ	備北サーキット
2	4月24日 25日	2010年JAF全日本ジムカーナ選手権第2戦 ALL JAPAN GYMKHANA in 名阪	モータースクラブレイシィターダブリュエス	名阪スポーツランド Cコース
3	5月16日	2010年JAF全日本ジムカーナ選手権第3戦 SUGOオールジャパンジムカーナ	奥州ヒートリーサークルクラブ	SUGO西コース
4	6月12日 13日	2010年JAF全日本ジムカーナ選手権第4戦 とびうめジムカーナフェスティバル in 九州	エアールシーとびうめ リークラブ 杵伊 クラブモータースポーツクラブ	モビリティおおむた
5	7月4日	2010年JAF全日本ジムカーナ選手権第5戦 オールジャパンジムカーナ	カースポーツクラブコクビット AG.メンバーズスポーツクラブ 北海道	オートスポーツランド スナガリ
6	7月31日 ～8月1日	2010年JAF全日本ジムカーナ選手権第6戦	チームシェイクダウン スリィフォーリスポーツ (株)モビリティテント	ツインリンクもてぎ 北ショートコース
7	8月21日 22日	2010年JAF全日本ジムカーナ選手権第7戦 SUPER GYMKHANA IN IOX-AROSA	エースナビゲーター&トライバース	イオックスアローサスポーツランド
8	9月11日 12日	2010年JAF全日本ジムカーナ選手権第8戦 ジムカーナ IN SUZUKA (仮称)	淀レーシングクラブ モータースポーツクラブ 奈良	鈴鹿サーキット国際南コース
9	10月2日 3日	2010年JAF全日本ジムカーナ選手権第9戦 RRC 群馬スプリングジムカーナ IN 本庄	ロードランナーレーシングクラブ 群馬	本庄サーキット

2010年JAFカップオールジャパンジムカーナカレンダー

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所
1	11月13日 14日	2010年JAFカップオールジャパンジムカーナ 2010年JMRC全国オールスタージムカーナ	モータースポーツクラブラスカル ラリーチームクロスロード シーアルエムシー	モビリティおおむた

2010年全日本ダーツトリアル選手権カレンダー

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所
1	4月17日 18日	2010年JAF全日本ダーツトリアル選手権第1戦 RASCAL SPRING TRIAL IN KYUSHU	モータースポーツインククラブラスカル 福岡モータースポーツクラブ シーアールエムシー	モビリティおおむた
2	5月29日 30日	2010年JAF全日本ダーツトリアル選手権第2戦 KEN MILLENNIUM CUP TRIAL in MARUWA	エムスリーレーシング	丸和オートランド 那須
3	6月20日	2010年JAF全日本ダーツトリアル選手権第3戦 ダーツスプリント in 門前	スリーアール	輪島市 門前モータースポーツ公園
4	7月11日	2010年JAF全日本ダーツトリアル選手権第4戦 北海道ダーツスペシャル in スナガワ	AG. ミハースポーツクラブ 北海道	オートスポーツランド スナガワ
5	8月8日	2010年JAF全日本ダーツトリアル選手権第5戦 東北ダーツトリアル in KIRIYANA I	モータースポーツクラブ はちのへ モータースポーツクラブ あきた	サーキットパーク切谷内
6	8月28日 29日	2010年JAF全日本ダーツトリアル選手権第6戦 NOZAWA ダーツトリアル	ラリーチーム・ロードナイト	モーターランド 野沢
7	9月19日	2010年JAF全日本ダーツトリアル選手権第7戦 コスモススーパートライアル	チームサンクス モータースポーツクラブ 奈良	コスモスパーク
8	10月9日 10日	2010年JAF全日本ダーツトリアル選手権第8戦 モンテカルロカップダーツトリアル IN 広島	カークラブ 錦 チームテストスポーツ コルトモータースポーツクラブ 広島	テクニックステーション 刈谷

2010年JAFカップオールジャパンダーツトリアルカレンダー

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所
1	11月6日 7日	2010年JAFカップオールジャパンダーツトリアル 2010年JMRC全国オールスターダーツトリアル in 中部	チームシャレット エフオートスポーツクラブ 東濃カースポーツクラブ	オートパーク今庄



社団
法人

日本自動車連盟 (JAF) モータースポーツ部

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館13階 TEL: 03-3578-4936